

旧
保険医登録票
貼り付け用
のりしろ

前・勤務先が東京都以外(登録が「東医」以外)の場合は
この欄に、前・保険医登録票の写しを貼付ください。
登録票(原本)原寸大サイズ、カラーコピーで
貼り付けていただけますよう、お願いいたします。

書換が終わり「東医」の登録がなされましたら、
総務人事課でコピーを取らせていただいた後
保険医登録票(原本)をお渡しいたします。

新
保険医登録票
貼り付け用
のりしろ

前・勤務先から東京都(登録が「東医」)の場合は
この欄に保険医登録票の写しを貼付ください。
登録票(原本)原寸大サイズ、カラーコピーで
貼り付けていただけますよう、お願いいたします。

新規登録(研修医の方)の場合は、申請後届き次第
総務人事課でコピーを取らせていただいた後
保険医登録票(原本)をお渡しいたします。

【前・勤務先が関東信越エリア以外の常勤医師へ】 ※どちらかに☒入れてください

「管轄支局変更(異動)手続き」を前勤務先で済ませたうえで、ご就任ください

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

の10都県は届出不要で、今の登録票が有効となります(2021.2.10以降)

☐ 承諾しました

☐ 事情により前勤務先で手続きせず就任予定

＜全員署名 必須＞

氏名:

(入職予定日: 年 月 日)

総務人事課 記載 (所属部署:

/ 職員番号:)

<医師職の方へ>

臨床研修修了証(㉑)と臨床研修修了登録証(㉒)

2004(H16年)3月卒業以降は、同年4月～臨床研修が
必須の為(歯科は1年)研修先で修了証が発行されています。

申請書と共に、「臨床研修修了証(写)」、「医師免許証(写)」、手数料を
ご自身で管轄の厚生局へ提出すると交付されます。

㉑

臨床研修修了証

※発行元によって様式(フォーマット)は異なります

ふりがな	みついたろう	
研修医の氏名	三井太郎	
生年月日	昭和60年1月1日生	
医籍登録番号	第999999号	
医籍登録年月日	平成29年〇月×日	
修了した 研修プログラム	研修プログラム番号	研修プログラム名称
	0300〇×001	〇×病院卒後臨床研修プログラム
研修開始年月日	平成27年4月1日開始	
研修修了年月日	平成29年3月31日修了	
研修を行った 臨床研修施設	病院施設番号	管轄型臨床研修病院の番号
	0300〇×	〇×病院
研修を行った 臨床研修協力病院	0300●●	×●病院
	0300××	×◎病院
研修を行った 臨床研修協力施設	0300△▲	□□医院
	0300■□	老人ホーム ＊＊＊＊＊

上の者は、〇×病院卒後臨床研修プログラム の課程を修了したことを認定する。

平成29年3月31日

〇×病院 院長 ◎◎ 太郎
同 臨床研修管理委員会 委員長 △△ 次長

初期研修を修了されたばかり
の医師の場合

<裏面>

管轄の厚生局に登録証交付申請
書を提出した日付を記入ください

㉒

臨床研修修了登録証

東京都

三井太郎

昭和60年1月1日生

臨床研修を修了したことを認証し
医師法(昭和23年法律第201号)に
より医籍に登録する
よってこの証を交付する

平成29年〇月×日

厚生労働大臣 塩崎恭久

本登録は平成29年〇月×日

医籍第999999号に登録

厚生労働省医政局長 神田裕二

臨床研修修了証を紛失されている場合は、研修した施設へ
ご連絡いただき、再発行の手続きを行ってください。

JCIの認証に伴う資格必要書類として、「臨床研修修了証」と「臨床研修修了登録証」の **両方が必要** です、ご提出ください。

<麻薬施用者免許証 提出のお願い>

第 1 - 9999 号

麻薬施用者免許証

〒 101-8643
麻薬業務所 所在地 東京都千代田区
神田和泉町1
名 称 社会福祉法人 三井記念病院

疾病治療の目的で業務上麻薬を施用、施用の為の交付、麻薬処方箋を交付する場合「麻薬施用者免許」の登録が必要となります。

●前職より施用者免許登録のある方は、免許証(写)をご提出ください●

(原本は病院管理でお手許にない場合が多いと思います。勤務先にご確認のうえ、写しをご用意ください)

※正職員(常勤)医師 → ・現在の勤務先が【都内の方】は、現在の勤務先で
業務所変更の手続きを済ませてご就任ください。

・現在の勤務先が【他の道府県の方】は
新規に申請しますので別紙ご対応ください。
(記入例を参照ください。東京都福祉保健局のHPにも様式があります。)

※非常勤医師 → 現在の(主たる)勤務先が都内で、当院でも施用の可能性が
ある場合は「従たる業務所」への登録が必要です。
現在の勤務先にて追記のご登録にご協力ください。

尚、施用者登録は就任日以降でないといけない為、入職後暫くはご不便おかけします事、ご容赦ください。
ご理解・ご協力の程宜しくお願いいたします。(例:4/1入職、薬剤部で申請→4月下旬を目安に登録完了)

住 所 東京都千代田区神田和泉町2-6

氏 名 三井 太郎

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許を受けた
麻薬施用者であることを証明する。

平成 31 年 2 月 13 日
(2019)

東京都知事

小池 百合子



有効期間 平成31(2019)年 2 月 13 日から
平成33(2021)年 12 月 31 日まで